

# 一般社団法人 日本臨床神経生理学会 専門技術師資格審査、認定更新等に関する細則

2016年10月26日制定

## (目的)

第1条 本細則は、「一般社団法人 日本臨床神経生理学会（以下「本学会」という）専門技術師制度に関する規則」に基づき、専門技術師の資格審査、試験および認定更新に関する事項を定め、適正な運用を行うことを目的とする。

## (委員会)

第2条 専門技術師の資格審査、試験、認定更新等に関する業務は、本学会の試験・認定委員会（以下「委員会」という）が行う。

## (専門技術師の申請資格)

第3条 認定試験受験者の申請資格は以下のように定める。

- 1) 臨床検査技師、理学療法士、医師、歯科医師、看護師等の資格を有すること。または4年制以上の大学卒業者で臨床神経生理分野の研究者であること。
- 2) 脳波あるいは筋電図・神経伝導の臨床的検査あるいは研究に3年間以上（他の検査・研究との兼務期間も含む）従事した経験を有すること。
- 3) 継続的に3年間以上の本学会会員歴を有すること。
- 4) 本学会会員歴には、学生会員歴も認めるが、正会員歴が含まれていること。
- 5) 本学会主催の学術大会、技術講習会、または本細則第12条に定める主催セミナーもしくは関連講習会、関連国際・国内学会への参加が、申請時点からさかのぼって3年以内に2回以上あること。ただし、少なくとも1回は本学会主催の学術大会あるいは技術講習会であること。

## (試験の公示)

第4条 委員会は、本細則第8条に基づく試験を行うときは、試験日時、受験資格、受験申請方法、受験申請期間、その他認定試験実施に関する事項を機関誌および学会ホームページで公示する。

## (認定試験受験申請について)

第5条 認定試験申請については以下のように定める。

2. 認定を希望する者は以下の書類を本学会に提出する。
  - 1) 委員会作成の申請書
  - 2) 該当する資格の免許証等のコピー。
  - 3) 専門医もしくは専門技術師、あるいは医療・研究機関の責任者による該当分野における3年間以上の検査・研究の経験に関する証明書。
  - 4) 学術集会等に参加したことを証明する参加証あるいは抄録等のコピー。
  - 5) 最近5年間に自分が実際に記録した脳波波形のコピー5例分（脳波分野）、ないし、神経伝導検査等の波形のコピー5例分（筋電図・神経伝導分野）。

第6条 専門技術師試験受験を申請しようとする者は、受験料を納付しなければならない。

2. 受験料は、脳波分野および筋電図・神経伝導分野それぞれ1万円とする。
3. 受験料は、脳波分野および筋電図・神経伝導分野の2つの資格を同時に受験する場合は、合計1万5千円とする。
4. 受験料等の請求する料金、及び費用には消費税を加算し請求する。

(受験資格の審査)

第7条 委員会は、前項により提出された書類により、専門技術師試験の受験資格を審査するものとする。

2. 同委員会は、前項の資格審査の結果を申請者に通知しなければならない。

(専門技術師試験の実施)

第8条 専門技術師試験は以下のように施行する。

- 1) 年1回施行する。
- 2) 試験問題は委員会が作製する。
- 3) 筆記試験を、基礎・ME分野、脳波分野および筋電図・神経伝導分野に分け個別に行う。受験者はそれぞれの分野の試験と基礎・ME分野の試験を受験する。両分野を同日中に受験する場合は3つの試験を受験することとする。
- 4) 各分野の検査あるいは研究に必要な神経・筋解剖および発達、生理学、電子・物理学、検査の理論・方法・技術、検査所見に関する基礎知識、検査中の緊急事態に対する対処方法等の知識・技術に関して審査する。出題項目の詳細については、筆記試験範囲の大綱において定める。
- 5) マルチプルチョイスの問題を、基礎・ME試験20問、脳波分野試験60問、筋電図・神経伝導分野60問出題する。
- 6) 面接・実技試験の導入は将来の課題とする。

(試験の合否判定と専門技術師認定)

第9条 専門技術師の認定は委員会が資格、試験成績の審査を行い、理事会が決定する。

2. 試験の受験者には、理事会での合格判定承認後に判定結果を通知する。
3. 専門技術師認定を受けるに当たっては、認定料を納付しなければならない。
4. 認定料は、脳波分野および筋電図・神経伝導分野それぞれ1万円とする。
5. 脳波分野および筋電図・神経伝導分野の二つの資格を同時に取得する場合は1万5千円とする。
6. 認定料納付確認の後に、日本臨床神経生理学会専門技術師認定証を交付する。
7. 認定証の再発行は1回に限り認める。手数料は5千円とする。
8. 認定料等の請求する料金、及び費用には消費税を加算し請求する。

(専門技術師の資格更新)

第10条 資格更新手続きを行い、以下の条件を満たす者は資格を更新できる。

更新の有効期間は5年間とする。

1) 資格取得後引き続き5年間本学会会員であること。

2) 資格更新には、(1) 学会、研究会への参加、(2) 学会発表、(3) 論文掲載のいずれかにより5年間で認定点数40点以上を取得する必要がある。ただし、本学会主催の学術大会または技術講習会、主催セミナーもしくは関連講習会への参加(学会発表含む)、あるいは「臨床神経生理学」ないし「Clinical Neurophysiology」の論文掲載で認定点数20点以上を取得しなければならない。

3) 取得点数を証明できる学術大会等の参加証あるいは抄録等のコピーを提出する。ただし、事務局把握点数で更新に必要な点数を満たしている場合にはこれを省略できる。

第11条 専門技術師の資格を更新しようとするものは、申請書を提出するとともに、認定更新料を納付しなければならない。ただし、事務局把握点数で更新に必要な点数を満たしている場合には、申請書提出を省略して更新料の納付をもって更新の意思確認に代えることができる。

2. 専門技術師資格更新の手続きに関わる料金は以下の通りとする。

1) 認定更新料: 脳波分野および筋電図・神経伝導分野それぞれ7,500円とする。両分野を同時に更新する場合は1万5千円となる。

2) 認定更新料納付確認の後に、日本臨床神経生理学会専門技術師認定証を交付する。

3) 認定証の再発行は1回に限り認める。手数料は5千円とする。

4) 認定更新料等の請求する料金、及び費用には消費税を加算し請求する。

第12条 認定資格更新のために必要な認定点数を以下のように定める。

2. 学会研究会等の行事への参加、及び、発表に関する点数については以下の通りとする。

1) 当学会主催行事への参加: 15点

日本臨床神経生理学会学術大会〔註〕、日本臨床神経生理学会技術講習会〔註〕、国際臨床神経生理学会(ICCN)

〔註〕日本臨床神経生理学会学術大会に参加した場合15点、日本臨床神経生理学会技術講習会に参加した場合15点。ただし、同一年度にこれらの両方に参加した場合は20点とする。

2) 当学会主催セミナーへの参加: 12点

主催セミナーは以下のとおりである。

神経筋電気診断セミナー、脳波セミナー・アドバンスコース、術中脳脊髄モニタリングセミナー〔註〕講師には15点を付与する。

3) 関連講習会への参加: 10点

関連講習会は以下のとおりである。

臨床神経生理技術講習会・東京、臨床神経生理研究会(九州)、臨床筋電図・電気診断学入門講習会(東京)、脳波・筋電図セミナー(京都)、北東北・道南神経筋電気診断技術セミナー、南東北臨床神経生理セミナー〔註〕講師には15点を付与する。

- 4) 関連国際学会への参加：7点
  - 5) 関連国内学会への参加：5点
  - 6) 各学会を代表する全国規模の学術集会以外の学会付属行事を点数付与対象として認める場合がある。これについては、継続的に半日（休憩を含め3時間）以上開催されるものについては5点、それを満たさないものは2点とする。また、同一年度内については、メインの学術集会も併せてひとつの学会あたり5点までしか認めない（なお、同一年度とは原則として10月から9月の本学会の会計年度に従って判断する）。
  - 7) 関連研究会への参加：2点
  - 8) その他、委員会が適当と認める行事類に点数を与える場合がある。
  - 9) 当学会学術大会、ないし当学会主催の国際学会での学会発表（ポスター発表を含む）：5点（発表者本人に限る）
  - 10) 上記の4)～7)の具体的な学会名については別に定める。そのリストは学会ホームページ上に公開する。
3. 論文掲載に関する点数については以下の通りとする。
- 1) 「臨床神経生理学」、「Clinical Neurophysiology」の筆頭著者10点、共著者5点
  - 2) 関連国際誌の筆頭著者7点、共著者3点。
  - 3) 関連国内誌の筆頭著者3点。
  - 4) 関連国際誌・関連国内誌に該当するかどうかは、その都度委員会で審査する。
  - 5) 別刷もしくは論文全体のコピーを提出する。掲載誌や論文内容が脳波分野あるいは筋電図・神経伝導分野に関連したものであるかどうかを委員会が判定する。

（更新の保留と資格停止）

第13条 留学、病気、出産、育児、その他のやむを得ない理由で更新点数の要件を満たさない場合には、その理由を書面で本学会へ提出する。審査の上、正当な理由と判断された場合には、認定更新の保留を認める。保留期間中は、認定資格を停止する。認定更新の保留は最長で3年間とする。保留期間中に規定の単位を取得できた場合は次年度より専門技術師資格を回復する。

（専門技術師の公表）

第14条 原則として、専門技術師は本学会ホームページに認定保有者の氏名、所属機関及びその所在地の都道府県を掲載する。

2. 所属・住所登録の報告のない専門技術師も氏名をホームページに掲載する。
3. 専門技術師の公表は、退会の意思を表明している者、公開不同意者（委員会で認められた特殊事情がある場合のみ）については行わない。

（改正）

第15条 本細則の改正は、試験・認定委員会の審議を得た上で、理事会の承認を要する。

(補則)

第16条 本細則の施行について必要な事項は、委員会の決議を経て別に定める。

附則

1. 本細則は、2016年10月26日から施行する。